

日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、1972年9月25日から9月30日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官及びその他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は、9月27日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行った。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姫鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ率直に意見を交換し、次の両政府の共同声明を発出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなる。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

1. 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
2. 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。
3. 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、**ポツダム宣言第八条に基づく立場を堅持する**。
4. 日本国政府及び中華人民共和国政府は、1972年9月29日から外交関係を樹立することを決定した。両国政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した。
5. 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する**戦争賠償の請求を放棄する**ことを宣言する。
6. 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵、内政に対する相互不干渉、平等及び互恵並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久的な平和友好関係を確立することに合意する。
両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えないことを確認する。
7. 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試みにも反対する。
8. 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。
9. 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行うことに合意した。

1972年9月29日に北京で

日本国 内閣総理大臣 田中 角栄（署名）

中華人民共和国 国務院総理 周 恩 来（署名）

日本国 外務大臣 大平 正芳（署名）

中華人民共和国 外交部長 姫 鵬 飛（署名）

日中共同声明についての補足

〈共同声明の前文について〉

中国のいう日本の戦争責任についての二分論。(かつての戦争の責任について、軍部と国民を二分して、悪いのは軍部であって、国民は被害者であったと日本国民を免罪した中国の公式見解) 中国が未来を見据えての政治的智恵だと考えることが大事。(日本国民自ら外に向けて国民に責任がないと甘えて良いかは別問題)

さて、前日の歓迎会の席上／田中角栄の首相演説に関して、

- ・「多大なご迷惑」発言が問題視(指摘)され、万里の長城見学の車中(大平外相、姫鹏飞)会談などを経て、外相会議の中で、次のように合意がなされた。なお、中国では「賠償放棄」を含め、全土にわたって共同声明に関しての「説得教育」が行われた。具体的には前文の、

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるという見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

(外相会談の合意まで協議…)

- ・重大な損害を与えたことについての苦しみと損害に対し深く反省する。(←日本側の提案)

↓

責任と損害に対し深く反省する。(←中国側の提案)

↓

責任を痛感し、深く反省する。(←合意結果)

〈共同声明の本文について〉

(中国の復交三原則)

- ・日中国交正常化については、中国はかねてから復交三原則を公にしており、この三つの原則を柱とし、これを日本が受け入れるということによって正常化が実現できるという立場をとっていた。その三原則のうち、
第一の原則が、中華人民共和国政府は中国を代表する唯一の合法政府であること、
第二が、台湾は中華人民共和国の領土の不可分の一部であること、
そして第三が、日台条約、すなわちすでに述べたような経緯・背景の下に日本が台湾(中華民国)と結んだ平和条約は不法・無効であり、廃棄されなければならないということ、この三つの原則の下に、日中国交正常化を実現するというのが中国の立場であり、日本としては、この三つの原則にどのように対応するかということが基本的な課題であった。

(合意結果：項目ごとに)

1. 2. による合意。

3. この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八条に基づく立場を堅持する。

(ポツダム宣言第八条)

- ・ポツダム宣言第八条では、「カイロ宣言の条項は履行せらるべく」とされており、そのカイロ宣言では、台湾は当時の中華民国、すなわち中国に返還されるべきものと書かれている。したがって、ポツダム宣言を受諾した日本は、台湾が中国に返還されることを受け入れたのであり、その立場を堅持するというのが、この共同声明第三項の意味である。

(カイロ宣言)

- ・対日方針を協議するため 1943(昭和18)年11月22日からエジプトのカイロで開催されたルーズベルト米大統領、チャーチル英首相、蒋介石中国国民政府主席による首脳会談を受けて、12月1日に発表された「カイロ宣言」。蒋介石は会談で、ルーズベルトの問いに答え、天皇制の存廃に関しては日本国民自身の決定に委ねるべきだと論じた。米国が起草した宣言案を英国が修正し、日本の無条件降伏と、満州・台湾・澎湖諸島の中国への返還、朝鮮の自由と独立などに言及した宣言が出された。カイロ宣言の対日方針は、その後連合国の基本方針となり、ポツダム宣言に継承された。

5. 中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。(資料-3 参)

以下4. 6. 7. 8. 9. については省略。

(2006年8月15日NHK放送の「戦後61年特集」参考)

「前事不忘・後事之師」のこと

日中共同声明の前文に、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という一項がある。

これについて竹内好(よしみ)(1910年10月～1977年3月 中国文学者。文芸評論家。日中関係論など、言論界で多くの評論発言を行った。)は、この共同声明が発表された直後に、「前事不忘、後事之師」と題する一文を遺している。

その中の一部分を紹介すれば、『反省』といった語が政府間の外交文書に記されるのは、異例なことではないかと思う。が、この句は非常に意味深長であり、将来ますます意味が深まるように思う。と説き出し、共同声明は、実質的には平和条約に等しいか、少なくともその骨子というべきものである。そこに賠償放棄の一項が盛込まれたのは、これまたこの種の外交文書の異例と見るほかない。と述べ、相手に反省を求めることと、みずから賠償請求権を放棄することとは、二にして一であり、そこに一貫した中国の外交姿勢を読みとることができる。

問題は、おなじ『反省』でも、日本語と中国語では語感がちがうし、したがって期待するものがちがうはずだが、それを日本側はどこまでわかっているか、ということである。…反省するからには、当然、それが行為となってあらわれるべきだ、というのが中国語の語感でもあるし、中国側の期待でもある。

それにひきかえ日本側は、『反省』という文字を記せば、それで反省行為はおわったと考えている節が見える。言いかえると、共同声明を国交正常化の第一歩としてとらえるか、それとも国交正常化の完了としてとらえるかのちがいである。

続いて氏は、両首脳の挨拶の一部を引用したあと、ここで問題としたいのは、未来のために過去を忘れるな、という中国側(周恩来首相)の見解に対して、日本側(田中角栄首相)は、過去を切捨て『明日のために話合う』ことを提起している相違点である。…過去を忘れては未来の設計が成立たぬのは常識である。歴史を重んずる漢民族にとってはことにそうである。…過去を問わぬ、過去を水に流す、といった日本人にかなり普遍的な和解の習俗なり思考習性なりは、それなりの存在理由があり、一種の民族的美徳といえないこともない。…ただそれは、普遍的なオキテではないことを心得て、外に向っての適用は抑制すべきである。…この相違を主観だけで飛びこえてしまうと、対等の友好は成立たない。と記している。

(引用：2007. 4. 15号『日本と中国』)



写真は、平和友好の碑の台座に刻まれた「前事不忘・後事之師」